

A 2 - 6 3

5 年 保 存 (常) (令和13年12月31日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 1 0 号

鹿 生 企 第 6 号

鹿 刑 企 第 3 号

鹿 組 対 第 27 号

鹿 交 企 第 3 号

鹿 公 第 1 号

令 和 8 年 1 月 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担 当	被 害 者 支 援 室	TEL	■
-----	-------------	-----	---

犯罪被害者等支援弁護士制度に関する対応について（通達）

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）が令和8年1月13日から施行され、同日以降、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）において、犯罪被害者等支援弁護士制度（以下「支援弁護士制度」という。）の運用が開始される。支援弁護士制度の概要、制度に関する対応要領等は下記のとおりであるので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、この通達は令和8年1月13日から施行する。

記

1 支援弁護士制度の概要

(1) 趣旨及び概要

心身の重大な被害によって、自ら刑事手続への適切な関与又は損害の回復等を図るための対応をすることが困難であって、弁護士に依頼する経済的余裕がない犯罪被害者等を早期の段階から包括的かつ継続的に援助するため、法テラスの業務に、当該被害に係る刑事手続への適切な関与等を図るために必要な法律相談を実施すること、及び契約弁護士等にこれらに必要な法律事務等を取り扱わせることが追加される。

弁護士による具体的な支援内容としては、捜査機関や裁判所等への対応、加害者への損害賠償請求等、行政手続の申請、報道機関への対応等の刑事・民事・行政その他の様々な手続に関するものが含まれることとされている。

(2) 対象

支援弁護士制度は令和8年1月13日以後に行われた犯罪行為による被害に適用される。

また、援助対象は、次のア又はイに掲げる被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）であり、かつ、法テラスが定める資力要件等を満たす者とされている。

ア 次に掲げる罪又はその未遂罪の被害者等

(ア) 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪

(イ) 刑法第176条、第177条、若しくは第179条の罪又はその犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（(ア)に掲げる罪を除く。）

イ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪（アに掲げる罪を除く。）の犯罪行為により被害者が次に掲げる程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

(ア) 治療に要する期間が3月以上である負傷又は疾病

(イ) 一定の後遺障害（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）別表に定める障害等級に該当するもの）が存する負傷又は疾病

2 支援弁護士制度に関する対応要領等

(1) 支援弁護士制度に関する周知及び広報

ア 犯罪被害者等に対する幅広い教示

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたるところ、弁護士による様々な支援が受けられる支援弁護士制度は、その利用により犯罪被害者等の困りごとの解消に資することが期待されるものであることを踏まえ、法テラスにおける当該制度の運用について、運用開始後の令和8年1月13日以降、捜査員等から犯罪被害者等に対して幅広く教示すること。

特に、犯罪被害者等に「被害者の手引」を配付する際は、当該制度に関する法テラス作成リーフレットを併せて配付するなどして、当該制度の周知を図ること。

なお、支援弁護士制度の周知に際しては、犯罪被害者等に対し、当該

制度による援助対象となるか否かの判断は法テラスが行うものであることも付言すること。

イ 職員に対する周知・教養

支援弁護士制度の運用開始前から、当該制度に関するポスターやリーフレットを活用するなどして、捜査員や相談員等の犯罪被害者等に接する機会がある職員に対して当該制度に関する周知・教養を適切に実施すること。

(2) 関係機関・団体と連携した取組の実施

各所属においては、これまでも、必要に応じて、法テラス、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体と連携の上、犯罪被害者等を弁護士による支援に繋げる取組を実施してきたところ、支援弁護士制度の運用開始後も、引き続き、犯罪被害者等の支援ニーズに応じ、関係機関・団体と適切に連携して必要な取組を実施すること。